



かながわ

議会だより

鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話：0467(23)3000 内線 2446 FAX：0467(23)5825

鎌倉市議会ホームページ [鎌倉市議会](#)

メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

編集発行：鎌倉市議会広報委員会

令和2年(2020年)10月臨時会(10月30日)

令和2年(2020年)11月臨時会(11月24日)

令和2年(2020年)12月定例会(12月2日～18日)

事務分掌条例及び職員の給与に関する条例の一部改正議案を可決

●定例会等の概要

・10月臨時会では、市長提出議案として、条例関係議案1件を可決しました。
・議員提出議案として、「鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を可決しました。

・11月臨時会では、市長提出議案として、条例関係議案1件を可決しました。

・12月定例会では、17名の議員が一般質問を行いました。
・市長提出議案として、条例関係議案7件、補正予算議案4件、その他議案10件を可決、人権擁護委員の候補者の推薦について同意しました。
・議員提出議案として、「鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例の一部を改正する条例の制定について」ほか3件を可決、「鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定について」を否決しました。

●定例会等の主な動き

10月臨時会/本会議(10/30)	議案上程、採決	(4面)
11月臨時会/本会議(11/24)	議案上程、採決	(4面)
12月定例会/本会議(12/2～4)	一般質問、議案上程、採決	(2・4面)
各常任委員会(12/8～11,17,18)	議案、陳情審査等	(3・4面)
本会議(12/18)	委員長報告、議案上程、採決	(3・4面)

鎌倉市議会基本条例の改正に向けて

議会基本条例とは？

平成27年(2015年)1月1日施行

議会および議員の活動の充実と活性化を図ることにより、情報公開と市民参画を基本とした公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的として、議員が政策形成能力を高め、市民に開かれた議会を目指して制定した条例です。また、この条例を議会における最高規範と位置付けています。

評価・検証の経過

各派代表者会議では

議会基本条例第20条で、「議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもの」と規定していることから、協議した結果、任意の会議体として、**議会基本条例評価・検証協議会**を立ち上げ、検証を行うことになりました。

議会基本条例評価・検証協議会では

前文、第1章(条例の目的、位置付け)を除く、全ての条文について、条例を運用していく中での取り組みの達成度(評価)、条例改正の検討が必要かどうか(検証)という観点から協議を行いました。

議会基本条例評価・検証協議会から議長に検証結果の報告がされ、その結果を踏まえ、条例改正に向けた検討および新たに議会基本条例に規定する項目も加えた検討をすることを目的に、令和2年(2020年)6月に**特別委員会**を設置しました。

議会基本条例の改正に関する特別委員会では

特別委員会では、7回(令和2年(2020年)12月末時点)にわたって、主に右の項目について協議し、特別委員会において条例改正案を取りまとめたほか、条例の逐条解説の修正や、関連する要綱の制定および改正案について審査しました。

また、条例改正案については、広く市民の皆様の意見を反映させるべく、令和2年(2020年)12月1日から令和3年(2021年)1月4日までの間、意見公募(パブリックコメント)を行いました。その結果を踏まえた条例の改正案の主なポイントは次のとおりです。

原則公開とする会議	市民意見を政策提言につなげていく	議会事務局	議員研修会
自由討議	反問権	請願・陳情提出者の発言	議会BCP
政策法務研究会等	会議規則との関係	など	

改正案のポイント①

「原則公開とする会議」について、本会議、委員会のほか、「議会全員協議会」を追加します。(第6条第2項の改正)

改正案のポイント②

「請願または陳情の提出者が行う趣旨説明」について、本条例に規定し、現行の付託された委員会の休憩中ではなく、開催時間内に実施することとします。(第6条に第6項を追加)

改正案のポイント③

「議員研修会の開催」の規定について、市政や市民生活上の課題の共有が図られるよう、研修会を原則として公開する旨を明記します。(第13条第2項の改正)

改正案のポイント④

大規模災害や市民生活を脅かす緊急事態の発生時における、議会の災害対策および災害復旧活動に係る内容のほか、これらを実行するための「鎌倉市議会業務継続計画(議会BCP)」を規定します。(条文を追加)

令和3年(2021年)2月定例会において、条例改正案を提出する予定です。

議会報告会&意見聴取会 令和2年度の開催は中止します

市民の皆さまと議員がテーブルを囲んで行う議会報告会&意見聴取会は、例年5月(市議会議員選挙が行われる年は7月)に開催していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年(2020年)5月の開催は中止としました。6月以降、議会報告会&意見聴取会の開催に向けて協議・検討を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染者数が大幅に増加している状況であるため、令和2年度の開催はやむなく中止とさせていただきます。令和3年度以降の議会報告会&意見聴取会の開催に向け、引き続き、協議・検討を行ってまいります。

ご理解をいただきますよう、お願いいたします。

一般質問

一般質問とは、市の事務や市が抱える課題等について市長などにただすもので、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、質問時間を短縮し実施しています。12月定例会では17名の議員が一般質問を行いました。ここでは、議会広報委員会が事項別に整理した内容の一部を掲載しています。

一般質問の全文は、2月中旬作成予定の本会議録に掲載します。図書館や鎌倉市議会ホームページ内「会議録検索システム」でご覧ください。

高齢者福祉

高齢者福祉について、次の質問が行われました。

【コロナ禍の高齢者の健康】
質問：コロナ禍で、家にこもり気味の方が多く、一人暮らしや高齢夫婦世帯の方の健康が心配されるが、その方々へはどのような取り組みを行ったのか。

健康福祉部長：令和2年3月末から4月の初めに、75歳以上の方と一人暮らしの65歳以上の方に、高齢者専用電話相談窓口の開設のお知らせと、感染リスクを下げる方法、免疫力を高めるためのポイントなど健康づくりに関するリーフレットを郵送した。また、5月中旬に再度、自宅でできる運動の紹介と併せ、生活上の困り事を身近に相談できる場所として地域包括支援センターの案内を郵送した。その他、市ホームページで、コロナ禍でも元気に過ごすためのアドバイス掲載したチラシを紹介するとともに、民生委員の協力を得て、紙媒体でも情報を届けた。

質問：高齢者の健康状態が低下している今こそ、フレイル

ヤングケアラー

ヤングケアラーについて、次の質問が行われました。

質問：18歳未満で家族の介護を担っているヤングケアラーは、日々の介護に追われ、高齢者に配布している福寿手帳を協賛店舗に提示すると割引の特典が受けられない事業の検討を進めている。高齢者が街に出るきっかけとなり、生き生きと暮らすことができるための支援策の一つとして、令和3年度の実施に向けて取り組みたい。

質問：運転免許証を返納しても、バスの本数が少なく出かけるのに地域がある。高齢者が元気に暮らし続けられるようにするために、インフラ整備に真剣に取り組む必要があると思いが、いかがか。

共創計画部長：移動手段の充実に対するニーズは近年高まっていると認識している。一方、公共交通機関でも、運転手の高齢化や不足などにより、従来の路線やサービスを維持することすら難しいと聞いている。市民の移動手段を維持するには、従来の手段のみでは限界であり、福祉有償運送や地域住民、NPOによる支援など、さまざまな手法を活用し、持続可能な仕組みをつくるのが不可欠である。

健康福祉部長：高齢者の交通優待制度として、令和2年11月から運転免許証を自主返納した方を対象とした交通費の補助制度を始めた。次期高齢者保健福祉計画においても、引き続き高齢者が元気に暮らせる仕組みづくりに取り組みしていく。その中で、65歳以上の全ての

学習や就職に支障が出るなどの問題に直面している。ケアに負担を感じても、自分だけで抱え込み、実態を把握しにくいことが問題である。市ではヤングケアラーをどう把握しているのか。

教育部長：地域訪問や保護者面談の際に家庭での子どもの状況を可能な限り把握しており、子どもの疲れ、遅刻や欠席の増加など気になる様子が見られたときに、教師が声を掛けることで、家庭の状況や養育について心配な状況であることが分かる場合がある。民生委員・児童委員などから「子どもと家庭の相談室」を通じ、また、要支援の家庭として「要保護児童対策地域協議会」を通じ、学校に情報提供される場合もある。

質問：埼玉県内の高校2年生全員への調査では、回答者の4・1%が通学しながら家族の介護や世話をしているが、今後の支援をどう進めていくか聞きたい。

質問：子ども自身が家族のケアを日常と受け止めて、ケアしている自覚がなかったり、自身がケアラーであるということあまり知られていなかったりするため、顕在化しにくい問題であると認識している。子どもの健全な学び、育ちを見守り、保障していくことは非常に重要であると認識しており、条例を念頭に置きながら、学校、教育委員会と連携し、大切な子ども期を保障するための支援に取り組んでいきたい。

質問：1人の子どもの家族のケアラーになっていく場合、その背景には、家族の病気や障害、苦しい家計、社会的な孤立などのさまざまな問題が絡み合っている。横断的な支援が必要だ

が、保護者と子どもについてそれぞれの異なる支援が考えられるか。

同部長：子どもと家庭の相談室で、支援が必要なヤングケアラーについて相談を受けた場合には、丁寧に相談内容を聞き取った上で、要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用し、支援を検討していくことになる。具体的には、関係機関との情報共有を行う会議を開催し、その家庭に必要な支援を見極めた上で、保護者に対しては、例えば配食サービスや障害福祉サービス、生活保護などの支援を、子どもに対しては、居場所や学習支援に関する情報の提供を行うなど、各種の横断的な支援につなげている。

質問：国や他自治体ではヤングケアラー支援に動き出している。本市は、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例と、子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例を制定した。市長はヤングケアラーの課題をどう捉えているか、今後の支援をどう進めていくか聞きたい。

市長：子ども自身が家族のケアを日常と受け止めて、ケアしている自覚がなかったり、自身がケアラーであるということあまり知られていなかったりするため、顕在化しにくい問題であると認識している。子どもの健全な学び、育ちを見守り、保障していくことは非常に重要であると認識しており、条例を念頭に置きながら、学校、教育委員会と連携し、大切な子ども期を保障するための支援に取り組んでいきたい。

子どもみらい部長：ヤングケアラーは18歳未満の子どもであるため、市役所の中では、子どもと家庭の相談室が相談先となっている。



【用語の解説】

※フレイル

加齢に伴い、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下していく、健康な状態と介護を必要とする状態の中間的な段階をいう。

※オンデマンドモビリティ

スマートフォンや電話による利用者からの要求に応じて、乗合自動車が迎えに行き、エリア内の乗降ポイント間を移動することができるサービス。

一般質問項目一覧

一般質問の録画中継映像は、こちらからご覧いただけます▶



- ① 前川 綾子（鎌倉みらい）
 - 1 コロナ禍における福祉の状況について
 - 2 アダプト・プログラムの活用について
- ② 松中 健治（無所属）
 - 1 SDGsの取り組み
 - 2 防災
 - 3 鎌倉の歴史。大河ドラマの放映に対する思い。
 - 4 やぐら、名越釈迦堂
- ③ 長嶋 竜弘（無所属）
 - 1 鎌倉市政に異論反論オブジェクションVOL.12～コロナ禍と気候非常事態による変化への対応2～
- ④ 納所 輝次（公明党）
 - 1 コロナ禍を教訓とする市政のあり方について
- ⑤ 保坂 令子（神奈川ネット鎌倉）
 - 1 立地適正化計画について
 - 2 公的不動産利活用などの事業を進める上での市民参加について

- ⑥ 日向 慎吾（鎌夢会）
 - 1 海岸と海洋ごみについて
 - 2 地域の交流の場について
 - 3 腰越駅周辺の駐輪について
- ⑦ 池田 実（鎌倉みらい）
 - 1 コロナ禍における市民生活への影響と役所の役割について
 - 2 深沢地域整備事業と関連事業について
- ⑧ 志田 一宏（自民党鎌倉市議団）
 - 1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について
- ⑨ 千 一（無所属）
 - 1 鎌倉市内の高齢者施設・グループホーム及び障がい者施設・グループホームなどでのコロナ対策について
 - 2 民主主義と郵便投票について
 - 3 障がいの変化と福祉サービスについて
 - 4 3か月たっても変わっていない危険な空き店舗について
- ⑩ 河村 琢磨（ヴィジョン）
 - 1 今、自治体が取るべき行政対策とGOVテックについて
 - 2 DX時代に教育現場が抱くべき危機感について
- ⑪ くりはらえりこ（無所属）
 - 1 市民の安心・安全対策について（SDGs目標11）

- 2 新型コロナウイルス感染症第3波への対策について（SDGs目標3・17）
- 3 サスティナビリティ（持続可能性）を超えたリジェネレーション（再生）とサーキュラー（循環）によるウェルビーイング（持続可能な幸せ）について（SDGs目標1～17）
- 4 教育現場でのSDGsの取り組みについて（SDGs目標4）
- ⑫ 竹田 ゆかり（無所属）
 - 1 「GIGAスクール構想」の推進にあたって
 - 2 「ジェンダー格差」解消に向けて（II）
 - 3 「学校職場環境改善プラン」と今後について
- 4 教育条件整備について
- 5 学校施設整備について
- ⑬ 森 功一（自民党鎌倉市議団）
 - 1 2022年NHK大河ドラマについて
- ⑭ 大石 和久（公明党）
 - 1 市長の政治姿勢について
- ⑮ 安立 奈穂（神奈川ネット鎌倉）
 - 1 大切な子ども期を保障するための支援
- ⑯ 吉岡 和江（日本共産党）
 - 1 安心して住み続けられる鎌倉を目指して
- ⑰ 高野 洋一（日本共産党）
 - 1 市役所本庁舎の移転事業と「村岡新駅」建設について
 - 2 民有地における樹林管理・崖地対策の抜本的強化について

12月9日、17日開催
審査した内容(議案5件、陳情1件、報告事項10件)

報告事項 大河ドラマへの取組状況について

令和4年(2022年)1月から放送される大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の舞台となる鎌倉市および関係自治体の歴史や文化を全国に発信し、観光振興による地域経済の活性化を図ることを目的として、市では現在、観光協会、商工会議所をはじめとする市内の関係団体と協働で取り組む、推進協議会の設立準備を進めているとのことです。

そのほか、市内に開設予定の大河ドラマ館の運営、観光客の分散化、交通渋滞解消のための方策に係る検討に加えて、歳入確保策の一環として、ロゴマークの利用やキャラクター商品の展開に関する情報収集などを行っているとのことです。

委員会では、職員の体制、コロナ禍における観光客対策、大河ドラマ館の位置付けや本市への経済効果などに関する質疑が行われた後、報告事項について了承されました。



ドラマの主人公・北条義時の墓の跡
【国指定史跡法華堂跡(源頼朝墓・北条義時墓)】

12月11日、18日開催
審査した内容(議案10件、報告事項8件、陳情1件)

議案第83号鎌倉市消費生活条例の一部を改正する条例の制定について

市民の暮らしを守るため、これまでの消費者施策に加え、日常の変化から消費者被害等を早期に発見し、早期の支援につなげることを目的として、条例を改正しようとするものです。

改正の主な内容

- ① 条例名を、「鎌倉市消費生活条例」から「鎌倉市市民の暮らしをまもる条例」に変更。
- ② 消費者安全法第11条の3第1項の規定に基づき、「鎌倉市消費者安全確保地域協議会」を設置。
⇒加齢や障害等で判断することが難しくなった方の消費者被害を防ぐため、地方公共団体および地域の関係者が連携して見守り活動を行うもので、市、警察等の関係行政機関および社会福祉協議会や地域包括支援センター等の福祉に係る団体が構成員となり、必要な情報交換、消費者安全確保のための協議や支援を行う。
- ③ 「鎌倉市暮らし見守りネットワーク」を設置。
⇒市は、市、民間事業者、警察等の関係行政機関および福祉に係る団体等による「暮らし見守りネットワーク」を構築し、構成する事業者等により提供される情報により「見守り対象者」の要件に該当する方を把握し、支援につなげていく体制を構築する。
委員会では、採決の結果、総員の賛成により可決されました。

観光厚生常任委員会 常任委員会 総務常任委員会
建設常任委員会 審査の一部を紹介します 教育こどもみらい常任委員会

12月10日、17日開催
審査した内容(議案3件、陳情1件、報告事項等13件)

報告事項 道路損傷等通報システムの実証実験開始について

道路損傷等通報システムは、市民等が道路の損傷等を見かけた際に、チャットアプリ「LINE」の公式アカウント「道路損傷等通報システム」に登録することで、鎌倉市へ通報、情報提供を行うことができるシステムです。令和元年度(2019年度)から取り組んできた職員による本システムの改善、修正等が終了し、令和2年(2020年)10月からは市民等を含めた実験および検証を開始しています。

本システムの導入により、道路の損傷等の発見、通報から修繕等の対応までの時間短縮など、行政サービスの効率化が図られることとなります。

また、今回の実証実験は通報システムの検証だけでなく、通報が寄せられた際の職員の対応手順や、システムの保守管理を行う事業者の作業手順等も広く検証するもので、令和3年(2021年)3月末まで行い、実験内容の検証の後、令和3年(2021年)5月から本格運用を行う予定とのことです。

委員会では、報告事項について了承されました。
(システムへの登録はこちらのQRコードを読み込んでください)



12月8日開催
審査した内容(議案1件、陳情1件、報告事項6件)

報告事項 放課後かまくらっ子たまなわの開所について

全ての児童が放課後の時間を安全・安心に過ごし、多様な活動体験ができるよう、各小学校区に設置を進めている「放課後かまくらっ子」について、平成30年(2018年)6月に「放課後かまくらっ子ふかさわ」を開所して以来、令和2年(2020年)12月の「放課後かまくらっ子たまなわ」の開所をもって、全16小学校区に設置されたことが報告されました。

放課後かまくらっ子では、現在、新型コロナウイルス感染症対策として、工作や実験などの学習プログラムをFacebookやYouTubeで配信しているとのことです。また、鎌倉女子大学と連携し、日本文化の体験プログラムを実施するなど、今後も地域のボランティア等の協力を得ながら活動内容の充実を進めていくとしています。

委員会では、児童の安全確保や施設利用の状況などについて質疑が行われた後、報告事項について了承されました。



たまなわ子どもの家
放課後子どもひろばたまなわ

補助犬と暮らすフレンドリーなまち鎌倉の
実現に向けての提言を行いました



鎌倉市議会では、議員が会派を超えて研究会を構成し、政策提言・政策立案を目指すため、政策法務研究を行っています。

今回、有志の議員で構成された「補助犬と暮らすフレンドリーなまち鎌倉を実現する政策法務研究会」が、次の提言を市長宛て提出しました。

1. 盲導犬、聴導犬をはじめとする補助犬への理解と普及啓発に取り組むこと
補助犬を連れた障害者の方等へ「信号機前の声掛け運動」などわかりやすく、取り組みやすい運動を市民に提案し、参加を呼びかけること
事業者に対しては、バリアフリーなど各改修のための補助金の創設等、ハード面からも受け入れをスムーズに行える支援を検討すること
2. 現在市で策定中の「手話及び点字等による情報取得及び意思疎通に係る条例」において、補助犬並びに補助犬ユーザーも念頭にいった策定を検討すること
また本条例を実質的に推進するため、各関係団体が参画する推進協議体の設置を検討すること

12月18日の本会議において、観光厚生常任委員会が所管する事務として調査してきた「将来にわたる安定したごみ処理体制の構築について」の最終報告を行いました。

(報告の主な内容)

観光厚生常任委員会では、本市の広域連携によるごみ処理計画やごみ処理施設については不透明なことが多いことから、今後の安定したごみ処理体制の構築に寄与することを目的として、令和元年6月定例会以降、鋭意、所管事務調査を行ってきました。
令和元年12月定例会において中間報告を行いました。その後、令和2年8月に策定された「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に対して、調査結果を踏まえ、次の3点について意見を述べました。
① 生ごみ資源化施設について
本市に整備するとされている生ごみ資源化施設について、市が候補地とする周辺住民の合意はまだまだ得られていません。一方で、生ごみ資源化施設は広域化実施計画の根幹をなす施設であり、市長が計画を遅滞なく進める考えであるならば、施設整備は待たなしの状況であることから、一刻も早く周辺住民の理解を得た上で、新年度予算を審議する令和3年2月定例会において、具体的な施策の提案を行うべきです。もし、それがかなわないのであれば、英断をもって別の手法を採用するなど、計画の見直しを行い、市民が納得、安心できる説明をすることを求めました。

② 中継施設について

令和6年度に名越クリーンセンターが焼却停止した後、逗子市の焼却施設に可燃ごみを搬出する計画とされており、本市全域の可燃ごみを集めるためには、それまでに本市に一定の中継施設を整備する必要があります。また、今後、2市1町の広域化における本市の役割を果たす点からも中継施設は必須であり、候補地とされている名越クリーンセンター周辺の住民とも先延ばしすることなく、丁寧な合意形成を図ることを求めました。

③ 自区外処理について

2市1町の区域内で焼却できない可燃ごみについては、「他市町村との連携や民間活用により適正に処理する」とされていますが、今後、公共・民間を問わず、搬出先を決定する必要があり、その際には、可燃ごみ処理コストの視点、温室効果ガス削減の視点を踏まえ、焼却施設を整備するよりも自区外処理が有効であることの実証が不可欠です。さらに、広域化実施計画の計画期間が満了する令和12年度以降のごみ処理体制にはさまざまな課題があり、依然として不透明なまま、不安感が払拭されていません。市長は自ら先頭に立ち、将来にわたる安定したごみ処理体制の構築に向けて、不転換の決意で臨むよう要望しました。

観光厚生常任委員会
所管事務調査の最終報告を実施

議決された主な議案

※10月臨時会では議員提出議案1件、市長提出議案1件、11月臨時会では市長提出議案1件、12月定例会では議員提出議案5件、市長提出議案22件の採決を行いました。下記以外の議案等への賛否については、議会事務局へお問い合わせください。

○：賛成 一：反対 欠：欠席

会派名				鎌倉市議会議員会	鎌倉市議団	日本共産党	鎌倉みらい	自由民主党	維新の会	鎌倉市議員会	神奈川	プロジェクトの会	無所属																
議員名				大石和久	西岡幸子	納所輝次	吉岡和江	武野裕子	高野洋一	池田実	前川綾子	山田直人	志田一宏	森功一	伊藤倫邦	中村聡一郎	河村琢磨	久坂くにえ	保坂令子	安立奈穂	高橋浩司	日向慎吾	千一	くりはらえりこ	竹田ゆかり	長嶋竜弘	松中健治		
議案				議決結果																									
10月臨時会	議会議案	第9号	鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12月定例会	条例	第79号	鎌倉市事務分掌条例及び鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第86号	令和2年度鎌倉市一般会計補正予算(第9号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	第75号	指定管理者の指定について(鎌倉市腰越漁港)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第76号	指定管理者の指定について(鎌倉市名越やすらぎセンター、腰越なごやかセンター、教養センター、今泉さわやかセンター、玉縄すこやかセンター)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第10号	鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議会議案	第11号	国際刑事警察機構(ICPO)への台湾の加盟を支持し、日本国と台湾の犯罪予防並びに犯罪捜査について連携協力することを求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第12号	鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定について	否決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第13号		選択的夫婦別姓導入に向けた民法改正について国会で早急に議論を進めることを求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第14号		住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

緊急に議会の議決を必要とする案件が生じたため、10月30日および11月24日にそれぞれ臨時会を開催しました。

10月臨時会

議員から1件の議案が、市長から1件の議案が提出されました。
主な議案の内容および議会における議決結果は次のとおりです。

《議員提出議案》

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人事院勧告の内容を踏まえ、市議会議員の期末手当の年間支給割合を現行から0.5月引き下げ、4.5月から4.45月としようとするものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

11月臨時会

市長から1件の議案が提出されました。
議案の内容および議会における議決結果は次のとおりです。

《市長提出議案》

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人事院勧告の内容を踏まえ、職員および特定任期付職員の期末手当支給割合を現行から0.05月引き下げようとするものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

12月定例会

12月定例会では、議員から5件の議案が、市長から22件の議案が提出されました。
主な議案の内容および議会における議決結果は次のとおりです。

《議員提出議案》

鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例の一部を改正する条例の制定について
平成31年3月に県が制定した、神奈川県自転車等の安全で適正な利用の促進に関する条例において、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられたことを受け、平成24年に議員提案により制定した本市の条例で保険等への加入を努力義務としていた規定を、県条例との整合を図るため、加入を義務付けるよう改正するものです。

また、自転車の安全利用の促進に関する啓発活動の充実および施策の推進を図るため、市が交通安全対策基本法に基づき策定する交通安全計画において自転車の安全な利用の促進に関する施策を定めるもので、令和3年1月1日から施行しようとするものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

《市長提出議案》
指定管理者の指定
次の2件は、指定管理者の指定をするため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。
○鎌倉市腰越漁港管理条例に定める鎌倉市腰越漁港の指定管理者を、腰越漁業協同組合に指定するもので、期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。
議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。
○鎌倉市老人福祉センター条例に定める鎌倉市名越やすらぎセンター、腰越なごやかセンター、教養センター、今泉さわやかセンター、玉縄すこやかセンターの指定管理者を、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会に指定しようとするもので、期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。
議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

するほか、市長および市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない旨を規定し、令和3年2月1日から施行しようとするものです。
議会では、少数の賛成により、原案を否決しました。

《市長提出議案》

指定管理者の指定

消毒液等の購入等に係る経費の追加、津西二丁目14番先仮設落石防護柵設置事業に係る経費などを追加しようとするもので、歳入歳出ともに2億3177万6千円を増額し、補正後の総額は846億6433万5千円となります。
議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

条例関係議案

鎌倉市事務分掌条例及び鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
限られた職員数や財源の中で、組織の合理化を図りながら、本市が直面している喫緊の課題に対応するため、関連部署間の連携を強化するとともに、組織のスリム化により意思決定の迅速化を図ることなどを主な目的として、部の組織を変更するほか、会計管理者および支所の所長の職務について、級の位置づけの変更等を行うようとするものです。
主な内容は、共生条例を制定した本市が共生社会の実現を目指すことを市政の軸の一つとし、全庁的な取り組みと

《人事案件》

人権擁護委員

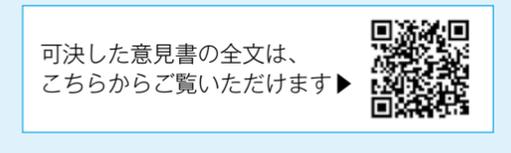
人権擁護委員の任期満了に伴う候補者として、次の方を法務大臣に推薦することについて、議会では多数の賛成により同意しました。
平本 恭子氏(由比ガ浜在住)
山田 隆二氏(菅田在住)
入野 裕江氏(菅田在住)
眞壁 成子氏(材木座在住)
曾根 民子氏(菅田在住)
菱田 恵子氏(小袋谷在住)
加藤 三恵子氏(由比ガ浜在住)
村上 史氏(由比ガ浜在住)

任期は、令和3年4月1日から3年間です。

可決した意見書

12月定例会では、次の意見書提出に係る議会議案を可決しました。なお、可決した意見書は、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関に送付しました。

- ◇国際刑事警察機構(ICPO)への台湾の加盟を支持し、日本国と台湾の犯罪予防並びに犯罪捜査について連携協力することを求める意見書
- ◇選択的夫婦別姓導入に向けた民法改正について国会で早急に議論を進めることを求める意見書
- ◇住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書



可決した意見書の全文は、こちらからご覧いただけます